

介護老人保健施設

イムスやぶづかロイヤルケアセンター

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|---|
| ①施設名 | 医療法人財団明理会 介護老人保健施設
イムスやぶづかロイヤルケアセンター |
| ②開設年月日 | 平成26年1月1日 |
| ③所在地 | 群馬県太田市大原町531-3 |
| ④電話番号 | 0277-78-8533 FAX番号 0277-78-8535 |
| ⑤代表者名 | 理事長 中村哲也 |
| ⑥介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(1050580073号) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

《イムスやぶづかロイヤルケアセンター宣言》

利用者の意思、人格を尊重し、常に明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。行政、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の施設、保健・医療・福祉サービス、を提供する者との綿密な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制及び勤務体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1人以上			利用者の病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的対応を行う。
看護職員	7人以上			医師の指示に基づく投薬、検温、血圧測定等の医療行為及び看護・介護を行う。
薬剤師		1人以上		医師の指示に基づく調剤、薬剤の管理及び服薬指導を行う。
介護職員	17人以上			施設サービス計画に基づく介護を行う。
理学療法士	8人	1人		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。
作業療法士	1人			
言語聴覚士	2人	1人		
管理栄養士	1人以上			利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
介護支援専門員	1人以上			利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
支援相談員	3人以上			利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導も行う。
事務職員	必要数			庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。
調理員	8人			利用者の日常的な食事の調理を行う。
その他		1人		運転・環境整備等を行う。

必置職については法令の定めるところによる

日勤	夜勤
看護・介護職員 16～19人 (早出・遅出含む)	看護・介護職員 4人 (医師は不在)

- (4) 入所定員数等 ・定員 70 名 (短期入所含む) (うち認知症専門棟 20 名)
(療養室 個室 2 室 2 人室 6 室 4 人室 1 4 室)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ・朝食 8:00～ 8:30
 - ・昼食 12:00～12:30
 - ・夕食 18:00～18:30
- ④ 入浴（一般浴槽のほか、入浴介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談支援サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応できるようにしています。

（1）協力医療機関

名称	住所
医療法人財団明理会 イムス太田中央総合病院	群馬県太田市東今泉町 875-1
医療法人宏愛会 宏愛会第一病院	群馬県太田市六千石 99-63
SUBARU 健康保険組合 太田記念病院	群馬県太田市大島町 455-1
医療法人社団全仁会 高木病院	群馬県桐生市相生町 5-754

（2）協力歯科医療機関

名称	住所
医療法人財団明理会 イムス太田中央総合病院	群馬県太田市東今泉町 875-1
椎名歯科クリニック	群馬県太田市大原町 509-2
尾島デンタルクリニック	群馬県太田市下田島町 1049

◆緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

①食事

食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、他の食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

②面会

- ・面会時間は午後3時から午後5時までです。緊急の場合は、この限りではありません。
- ・介護老人保健施設は、ご家族等との関係を維持しながら療養生活を送り、利用者の家庭での自立を支援する施設ですので、できる限り頻回の面会をお願いします。
- ・プライバシー保護の観点から、面会者の制限を希望される場合はお知らせください。

③外出・外泊

家庭生活に向けての準備のため積極的に行えるようご協力をお願いします。なお、外出・外泊の場合には必ずサービスステーションに申し出て、外出・外泊届を提出してください。

④飲酒・喫煙

飲酒及び喫煙は療養上の必要ならびに防災上の観点から禁止しております。

⑤所持品・備品の持ち込み

・所持品

衣類3組、寝間着3組、下着類、上履き用の靴

※必要最低限でお願いします。また、所持品には必ず氏名をご記入ください。

- ・洗濯物の交換に来られない場合や失禁の多い方は、着替えを多めにご用意ください。
- ・上履きについては、転倒防止のためスリッパはご遠慮ください。
- ・電気製品（電気毛布等）の持ち込みはご相談ください。

⑥金銭・貴重品の管理

金銭及び高価なアクセサリは、原則持ち込まない様お願い致します。

お持ちになった私物は、すべて自己管理をお願い致します。

（電気製品や携帯・時計など衣類以外の物は貴重品としてご相談ください。）

補助具としてお持ちになられた、眼鏡・補聴器・義歯に関しても個人での管理をお願い致します。なお、専用のケース等の保管ではなくティッシュ等で包んだままの物は、衛生管理上好ましくありません。また、ゴミと間違えて処分することがありますのでご注意ください。

しかし、状態や病状により施設職員が補助具の装着・着脱・洗浄・収納をお手伝いしますが、故意による破損・紛失以外の賠償責任を負いかねます。

入所後に追加の持込がある場合には、再度相談いただきます。

⑦外出・外泊時等の施設外での受診

介護老人保健施設においては制度上、日常的な医療行為は施設内で行います。したがって、他の医療機関を受診し投薬等を受けることができないことがありますので、必ず事前に支援相談員又は介護支援専門員にご相談ください。なお、相談なく受診・投薬等を受けられた場合は、医療保険給付の対象外となり全額自己負担（10割）となる場合がありますのでご注意ください。

⑧ペットの面会・持ち込み

衛生上の観点からペットの持ち込みはご遠慮ください。

⑨転室・転棟

利用者の状態の変化や施設の都合により、転室・転棟もありますのでご了承ください。

⑩転倒事故

当施設では、転倒事故防止のため、歩行中の利用者から目を離さぬよう職員に徹底しております。また、施設内の段差の解消、歩きやすい上履きのおすすめ、水濡れ箇所のチェック、滑りやすい場所の点検等の対策をとっております。しかし、転倒事故については十分注意しても転倒、骨折というケースもあります。その際、施設では、協力病院と連携を取り適切に対応するように努めますので、その旨ご了承ください。

⑪施設離脱

特に認知症のある利用者の場合、施設の外部に出てしまうことがあります。そのような方については、目配り・気配りを怠らぬよう職員を指導し、暗証番号式自動扉を設置するなどの対策を講じておりますが、まれに面会者の出入りに紛れて施設を離れてしまうこともあります。その際、施設をあげて保護するよう努めますが、1時間経過しても発見できない場合には警察に保護願いを求めますのでご了承ください。

⑫他診療科への受診について

当施設では、医師が常勤しております。当施設医師の指示による他の医療機関への受診依頼以外は、必ずお申し出ください。内容により契約継続できないことがあります。

5. 非常災害対策

- ① 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置など。
- ② 防災訓練 年2回、5月と11月に実施（昼間想定と夜間想定の実施）。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、利用者の施設内における「営利行為、宗教上の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮ください。

7. 要望及び苦情の相談

当施設では、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望・苦情があったときは施設長の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望・苦情を申し出た方に説明いたします。受付責任者は支援相談員とし、不在の場合には各棟の責任長が対応しますので、お気軽にご相談ください。

要望・苦情については、各棟入口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

〒379-2304 群馬県太田市大原町 531-3 TEL. 0277-78-8533

または、下記の機関へ申し出ることもできます。

太田市役所 長寿あんしん課	TEL 0276-47-1856
市民そうだん課	TEL 0276-47-1897
群馬県庁介護高齢課介護保険係	TEL 027-226-2562
群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理相談窓口	TEL 027-290-1323
足利市役所 元気高齢課	TEL 0284-20-2222
桐生市役所 健康福祉部 長寿支援課	TEL 0277-46-1111
伊勢崎市役所 高齢者相談センター (地域包括支援センター)	TEL 0270-27-2745
みどり市役所 介護高齢課	TEL 0277-76-0974

8. 認知症専門棟について

当施設では、認知症の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ介護を必要とする状態の方を対象にお受けする施設です。

利用者の方が快適で安心した環境で生活できるように努めていますが、認知症は進行する病気のため、利用者の身体状況や認知機能の低下から様々な症状が起きます。十分ご理解ください。

<認知症の行動・心理症状に関しておこりうること>

介護への抵抗・攻撃的な行動・興奮・妄想・異食・摂食障害等があります。

他の利用者への被害・影響が強く見られる場合や、利用者が自傷行為を起こすなどは、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供範囲を超える場合ですので、精神科への紹介受診をお願いします。その際は、精神科の医師の指示に従い対応をいたします。状況により入院を勧められた場合は、当施設での契約終了となります。

専門の受け入れを行う施設ではありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。